

2019年度（2019.5.1～2020.4.30）の取り組み報告

組織名／団体・地域（全国商工団体連合会）記入者（大友孝平）

この一年間の取り組みの特徴について

（1）全日本民医連と国保制度改善をめざし共同

2019年6月19日、全日本民医連と共同で「国保制度の改善をめざす国会内集会」開催。全商連と民医連の共同行動の推進を確認しました。約150人が参加しました。同集会を契機に福岡や埼玉でも2団体共同の学習会や自治体交渉が行われました。

（2）国保料・税、社会保険などの電話相談

社会保険料や国民健康保険料税の滞納・差し押さえの相談に応じてきました。

（3）新型コロナウイルス感染症問題

新型感染症で経済活動が停滞するなか、国保・介護・社会保険料の軽減、滞納処分の停止、雇用調整助成金の申請の簡素化はじめ、各種社会保障制度の充実を求める要請を国に要請。自治体要請も行いました。

①コロナ対策で国保に傷病手当金が創設されたものの個人事業主・フリーランスは手当の対象外とされたことから、対象化を求めました。この中で自治体独自施策で個人事業主を対象にできるとする国の見解を引き出したことから、民主商工会・県商工団体連合会は自治体要請を実施。岐阜県飛騨市、愛知県東海市で独自制度がつくられました。また、白色申告および青色申告の専従者（家族）も傷病手当金の対象になるという見解を引き出しました。

②国保でコロナ感染症の影響で収入が減少した世帯への減免措置が取られたのを受け厚生労働省ヒアリングを実施。「減免要件である収入の3割減少の見込みで減免が適用されたあと、結果で年収が3割減になっていなくても財政支援対象」「主たる生計維持者は世帯主が原則であるが、実情に応じての変更は可能」などの回答を得ました。神奈川県や福岡県では、ヒアリング結果をもとに自治体と交渉。「主たる生計維持者」を実態に即して判断する自治体も生まれました。

③全国の民主商工会では、国保減免を進めようと学習・相談会（申請書書き込み会）、集団申請に取り組みました。生活福祉資金でも特例が設けられたのを受けて相談会を実施しました。大分県の県南民主商工会は、社会福祉協議会から生活福祉資金の申請窓口になる委任を受けました。

（4）マイナンバー（共通番号）制度問題

共通番号の使用を強制させないことを国に迫りました。20年2月12日の厚生労働省交渉では、①労働保険事務組合に個人番号取り扱いの規定がない場合、助言指導は行うが罰則を与えたり認可取り消しを今すぐ行う考えはない、②マイナンバーカードに国保証機能を持たせる件についてカード所持は強制しない、義務ではないと回答。オンラインによる資格確認も義務ではないと回答を得ました。

学習会・共同集会・シンポジウム等の取り組みの特徴⇒1万カ所学習会集約は別紙報告書へ

第21回中小商工業全国交流・研究集会（9月7～8日）で、「税と社会保障、働

き方改革を考える」の分科会を開催。安倍政権下の社会保障解体政策を検証し、消費税に頼らない財源づくりによる社会保障拡充、最低賃金引上げによる国民生活改善の方向性を話し合いました。

署名・宣伝行動、相談活動等の取り組みの特徴

「社会保障の充実」を口実とした消費税増税中止をめざし、消費税率10%に反対する署名・宣伝、増税実施後は税率引き下げの署名運動に取り組みました。

自治体要請(キャラバン)・地方議会請願、自治体アンケート等の取り組み状況について

2019年秋に自治体キャラバンに取り組みました。

議員要請行動について(国会議員、地方議員等)

2019年6月19日、衆参厚生労働委委員に国保制度改善を求めて要請行動を行いました。

その他

・全国中小業者団体連絡会（全中連）として、厚生労働省交渉（2019年 月 日）および全中連中小業者決起大会（2020年2月12日・1000人参加）で厚生労働省交渉を行い、社会保障に関する改善要求を申し入れた。

署名集約(取り組んだ署名を記入ください)	集約数(筆数)
① 「国の責任で社会保障の拡充を求める請願署名（25条署名）	
② 「介護改善署名」	
③ 「後期高齢一部負担金2割化反対署名」	
④ 「年金改善署名」	
⑤ 「生活保護改善関連署名」	
⑥ 「保育改善署名」	
⑦ 「424共同・地域医療署名」	
⑧ 「消費税関連署名（増税反対・5%減税）署名	22万3097人
⑨ 「憲法改悪反対署名」	
⑩ その他（社会保険料の負担軽減を求める請願）	2万2635人、367団体
⑪ 日本国憲法を護り生かすことを求める請願署名 安倍9条改憲NO！ 改憲発議に反対する緊急署名	24万4190人 7万1138人
2019年度内に結成した地域社保協	
結成年月日() 名称()	
結成年月日() 名称()	
結成年月日() 名称()	

第64回全国総会・文書発言用紙

※字数の制限はありません。ただし、当日発言は3分。
※発言資料についてもあわせて添付ください。

<組織名・発言者名>

全国商工団体連合会 大友孝平

<テーマ>

新型コロナウイルス感染症が広がるなかでの国保運動など

<内 容>

2020年初頭から新型コロナウイルス感染症が急拡大し、海外からの観光旅行者がストップ、国内でも一斉休校や緊急事態宣言で外出・外食が制限され、飲食店、旅館・ホテル、観光バス、学校給食に納入する業者、町の小売業者は収入が激減する事態となりました。経営は現在も厳しい状況が続いています。この事態に全商連は、国保・介護・社会保険料の軽減、滞納処分の停止、雇用調整助成金の対象拡大や申請の簡素化などを国に要請してきました。結果、いくつかの成果が見られました。

①国保料（税）や社会保険料の滞納について、丁寧に猶予相談にのり、差し押さえ処分をしないよう、要請しました。厚生労働省も3月中旬に「財産の差押え等の滞納処分を停止して差し支えない」とする通達を発出。通達を活用し、差し押さえ予告を取り消させた事例も生まれています。

②コロナ感染症対策という特例ですが、国の財政支出で、国保に傷病手当金が創設される成果が生まれました。長く民商・全商連が要求しつつも国が実施を渋ってきた制度であり、今回つくられたことは価値があります。しかしながら、個人事業主・フリーランスは手当の対象外とされる問題がありました。これに対しては、倉林明子参議院議員の国会質問などで、自治体独自に個人事業主を対象にできるという国の見解を引き出し、民主商工会・県商工団体連合会は自治体要請を実施。岐阜県飛騨市、愛知県東海市で独自制度がつくられました。また、白色申告および青色申告の専従者（家族）も傷病手当金の対象になるという見解を引き出しました。

③新型コロナウイルス感染症の影響で減収した場合の国民健康保険料・税の減免が実施されたのを受け、厚労省ヒアリングを実施。減収の算定基準を「主たる生計維持者＝世帯主」の収入としていたのに対し、世帯の実態に応じて変更してよいとする回答引き出しました。神奈川県や福岡県では、ヒアリング結果をもとに自治体と交渉。「主たる生計維持者」を実態に即して判断する自治体も生まれました。

前進の一方、課題も生まれました。傷病手当金で、同じく国保料・税を払いながら、個人事業主やフリーランスは受けられないというのは差別的扱いです。厚労省はこれまでの全商連の要求に対して、個人業者は被用者の給与のように手当金の算出が難しいと説明しています。しかし、ならばなぜ自治体で独自に実施するのは妨げられないとなるのでしょうか。今回独自に実施した自治体は、年間の営業収入から算出、平均的な事業所得から算出するなど工夫して実施しています。厚労省の言い分は、屁理屈に過ぎないことは明らかです。

今回の減免措置については、前年1円でも所得があれば全額国保料が免除になるのに赤字であれば減免にならないという制度の欠陥が見られます。また、実際の運用は保険者である市区

町村の裁量としているため、国は3割減収を見込みで減免するのだから結果として3割減収となつていなくても追納を求めなくてよいとしているのに、追納を求めるとしている自治体もあります。収支の証明についても簡便でよいとされているのに、いくつもの書類提出を求める自治体もあり、減免がスムーズに行われない事例があります。自治体間の違いについて、これまで各地で減免運動に取り組んできた都道府県商工団体連合会や民主商工会から聞こえてきるのは、これまで申請減免に取り組んできた自治体ほど今回の減免も簡便であり、取り組んでこなかつた自治体は難しくなっているというものです。制度の改善をさせていく運動も必要だと思っています。

そして重要なのは、コロナ問題の起きているもとでも起きている国保自体の改悪です。国保料（税）は上昇しており、今回の減免がなければ滞納相談がさらに増えていたでしょうし、コロナ終息後に値上がった国保料・税に直面します。法定外繰り入れの解消、市町村からの料・税の最終的決定権のはく奪といった運営方針の改悪の問題とも闘わなければいけません。

マイナンバー（共通番号）制度問題について

全商連は共通番号の使用を強制させないこと、制度の廃止を求めています。強制させないことについては、繰り返し厚労省に要請をしており、20年2月12日の厚生労働省交渉では、①労働保険事務組合に個人番号取り扱いの規定がない場合、助言指導は行うが罰則を与えたり認可取り消しを今すぐ行う考えはない、②マイナンバーカードに国保証機能を持たせる件についてカード所持は強制しない、義務ではないと回答。オンラインによる資格確認も義務ではないなどの回答を得ています。

しかしながら、国はコロナ危機を悪用し、共通番号と銀行口座の紐づけ、運転免許証とマイナンバーカードとの一体化を、国保、健保の医療保険証と共に通番号との一体化とともに画策しています。国保についてはマイナンバーカードと一体化は義務ではないとする一方で、窓口での発行手続きなどの際にマイナンバーカードの申請書も渡すということもされているようです。

国は電子政府の推進を共通番号およびマイナンバーカードによる国民管理と一体で進めています。一つ一つ小さな取り組みですが、あらゆる場面で、マイナンバー制度を利用させない取り組みを進めたいと思います。

全商連報告資料：コロナ禍の国保差し押さえへの対処

全国商工新聞2020年8月3日

国保税滞納

分納中に差し押さえへ

大分・豊肥 民商読者 抗議し全額返還へ

「市に生活費を差し押さえられた」。7月13日、大分・豊肥民主商工会（民商）の事務所に飛び込んできたのは、豊後大野市でサービス業を営む原田知子さん（52歳・仮名）。国民健康保険（国保）税の滞納を理由に預金を差し押さえられましたが、民商の仲間と一緒に抗議し、差し押さえた全額の返還を約束させました。「これで少し安心した」とホッとしています。

原田さんは数年前から国保税が期日通りに払えず、

延滞税を含むると43万円超が滞っていました。毎月5千円ずつ分納していましたが、コロナ禍の中で売り上げは1カ月10万円ほどに減少し、ギリギリの生活を送っていました。5月、6月は外出を控え、分納ができないなったため7月1日、2カ月分の1万円を市役所の支所で納付しました。ところが7月10日、市から差し押さえの通知が送られてきました。

慌てて通帳を記帳する原田さんは数年前から国

当日に、3万6千余円の預金全額が差し押さえられていました。「光熱費や電話代の引き落としのために残っていたのに…」。目前が真っ暗になつた原田さんは、インターネットで調べて豊肥民商を見つけました。事情を聞いた東田伸彦事務局長は、すぐに原田さんと一緒に市税務課に向かいました。

事務局長は、「連絡がなく、分納もなかつたので差し押さえをした」との説明に、原田さん

は、「1日に支所で1万円を納付した。その後、市役所に連絡があり、1万円を返却してもらつたので、最短で返還したい」と態度を改め、差し押さえた預金全額の返還を約束しました。原田さんは商工新聞の読者になりました。

納付した。そのときは何も言わなかつた。差し押さえる前にどうして事情を聞いてくれなかつたんですか。申告を見れば私の収入が分かるでしょう。ただでさえ生活が苦しいのに、これでは生きていけない」と涙を浮かべながら抗議。東田事務局長も「コロナ禍でなかなかの生活費を差し押さえるなんて、あんまりじやないです」と市の対応を厳しく批判。納付計画を示して返還を求めました。

市の担当者は「実情を聞かせてもらつたので、最短で返還したい」と態度を改め、差し押さえた預金全額の返還を約束しました。原田さんは商工新聞の読者になりました。

（豊肥・東田伸彦通信員）

全国商工新聞2020年3月30日

全商連報告資料：コロナ禍の国保差し押さえへの対処



新型コロナウイルスの感染拡大によって売り上げが減少し、社会保険料が納付できなくなつた場合の対応について、岩渕友参議員（共産）が経済産業委員会（10日）で質問しました。

厚生労働省の日原知己・年金審理審議官は「新型コロナウイルス感染の影響を受け、厚生年金保険料の納付が困難な事業主は、申請に基づいて納付の猶予が適用できること」を述べました。日本年金機構のホームページによると、年金事務所が社会保険料の納付延期を求めた事業者に対して「話は分かつたがどうにもできない」と一方的に告げた案件に対し、岩渕議員がこうした対応は直ちにやめさせるべきことなどと答弁しました。

さらに岩渕議員は、「国税の換価の猶予は6万件を超えているのに対しても社会保険料はけた違いに少ない」と指摘し、「制度活用の周知徹底」を求めるとともに、「延

厚労省が回答 「柔軟に対応する」

厚生労働省は同日、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保険料等の取扱いについて」（事務連絡）を発出しました。事業所に対する保険料納期限の延長や「納付の猶予」を適切に措置することを紹介しました。

■ 社会保険料の換価の猶予の申込件数と執行状況

年度	申請型			職権型
	申請件数	許可	不許可	
2015	20	14	2	4
2016	113	97	8	8
2017	322	302	6	14
2018	672	623	14	35

全国商工新聞2020年4月6日

社会保険料 納付、換価の猶予適用



新型コロナ
ウイルス
感染症
による
事業休業
による
社会保険料
の猶予

厚生労働省は3月12日、「新規感染者の発生に伴う保険料等の取扱いについて」とする文書に係る対応について」とする文書によると、新型コロナウイルス感染症の発症に伴う厚生年金保険料の猶予は、日本年金機構宛てに発出しました。

新型コロナウイルス感染症の発症に伴つて消毒作業を行つたため、備品や棚卸資産（例えば食材）を廃棄した、イベントの中止・延期、観光客の減少などによつて売り上げが激減したなどの理由で、「社会保険料の納付が困難になつた」と相談があつた場合は「納付の猶予」や「換価の猶予」や「換価の猶予」を申請することができる。

「納付の猶予」の申請期限は、災害がやんだ日（災害が引き続ぎ発生する恐れがなくなり、復旧に着手できる状態になつた日）から2ヵ月以内。猶予期間は納期限から1年（最大2年）。猶予した場合、差し押さえられた財産は申請によって解除されます。

「換価の猶予」は、事業所から分納相談があつた場合は「納付について誠実な意思がある」と認められ、担保がなくても1

聞き取り判定、担保なしも可

厚労省

年間、分納できます（最大2年）。財産を差し押さえられている事業所の事業継続が困難になる恐れがある場合は、差し押さえが解除されます。

猶予期間内に新たに滞納になつた社会保険料についても猶予適用が検討されます。延滞金は免除されます。

地方税も猶予

総務省

地方税の納稅が困難になつた場合についても総務省は3月18日、都道府県知事宛てに同様の文書を発出しています。

また、同省は電気通信事業者や情報通信関連事業などICT関連企業が参加するテレコムサービス協会に、固定電話や携帯電話の利用者が新型コロナウイルス感染拡大の影響で期日までに支払いや更新ができない場合、不利益を被ることがないよう要請しています。

全国商工新聞2020年5月25日

岐阜県飛騨市
鳥取県岩美町

国保にコロナ対応・傷病手当金創設

独自

個人事業主も対象に

岐阜県飛騨市と鳥取県岩美町はこのほど、新型コロナ感染症で療養のため働けなくなった場合の「傷病手当金」を創設。国が支援する被用者だけでなく、自治体独自の財政措置も行い、個人事業主も対象に含めることになりました。

岐阜県飛騨市と鳥取県岩美町は両自治体とも前年度の事業所得を365日で割った1日分の3分の2の額を支給。支給要件は被用金などを活用し、一般会計から繰り入れ。4月の補正予算で、ほか飛騨市では、飛騨民商が申し入の新型コロナ感染症対策とともに専決処分で決められ、約185万円を計上しました。（関連④面）

全商連報告資料

国民健康保険の傷病手当金について①

全国商工新聞2020年8月3日

愛知県東海市

コロナ感染 国保の傷病手当金
個人事業主も対象に要請書を手に東海市役所を訪れた
知多北部民商婦人部の役員

員）（知多北部・木下純子通信

愛知県東海市は6月議会で、個人事業主が新型コロナウイルスに感染した、もしくは感染の恐れがある場合、国民健康保険（国保）の傷病手当金の支給対象になるよう条例を改正しました。知多北部民商工会（民商）婦人部が要請していたものです。

婦人部では、4月7日～14日の間に「新型コロナウイルスによる危機から中小業者・家庭従業者のいのちくらし、営業を守る緊急対策を求める要請書」を、大府・東海・知多の3市に提出。「国保税料、介護保険料等について、當面

根気よく業者の実態訴え要請

愛知・知多北部民商婦人部

免除するなど大幅な負担軽減を行うこと」「国保の傷病手当金支給について、中小業者が対象は雇われて家族従業者にも適用を」と求めました。

要請前の学習では、「コロナ対策で、国保に傷病手当金ができたが、対象は雇われている人だけ。事業者には何の補償もない」など問題点を討議。要請書を市に提出した際には、担当者から「事業主が国保に加入していることを知らないなかつた」「国の持続化給付金100万円を活用したらどうか」「国の政策以上の拡大をする気はない。専從者についても同様の考え方」などという発言もありましたが、抗議・要請をし、根気よく業者の実態を訴えました。

自営業者にも制度が拡充されたという一報を受け、みんなびっくり。「市長は要請書を見ていてくれたんだね」「私たちの要望が通ったんだね」と喜び合いました。引き続き、他の病気や仕事以外ののがも適用できるように、運動を続けていきます。

全商連報告資料

国民健康保険料（税）の減免について①

全国商工新聞2020年5月18日

全商連
要請実る

コロナ被害で前年比3割以上減収なら

国保・介護保険料を減免

厚生労働省は4月8日、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した国民健康保険（国保）加入者の国保料・税を減免し、自治体に減免分を国が財政支援するとした事務連絡を発出しました。同時に、後期高齢者医療、介護保険で同様の連絡を出しています。

「緊急経済対策」（4月7日閣議決定）で、同方針が盛り込まれたのを受けてのものです。

事務連絡は、災害など特別な理由がある場合の減免を定めた国保法77条に基づく減免に対して支援し、市町村の条例や規則に減免の規定がないときは整備するように求めています。減免対象の期間は2020年2月1日から21年3月31日で、減免前の国保

料・税を既に払っていた場合には、さかのぼって減免するとしています。減免額は、新型コロナウイルス感染症で主たる生計維持者が死亡または重篤な病気を負った場合は全額免除。事業収入等（事業、不動産、山林、給与の各収入）が前年より3割以上減少した場合、前年の合計所得金額が300万円以下は全額免除、300万円超から400万円以下は8割減などとされています（表）。後期高齢者医療も同じ内容の減免となっています。

介護保険では65歳以上の加入者を対象に、事業収入等が3割減少した世帯で、前年の合計所得金額が200万円以下の場合は免除、200万円超の場合は8割を減免するとしています。こちらも条例や規則の整備を求めています。

国保料・税（後期高齢者）の減免区分

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

介護保険料の減免区分

200万円以下	全部
200万円超	10分の8

※前年の事業収入等が3割減などの世帯が対象

全国商工団体連合会（全商連）は新型コロナウイルス感染症の対策として、国保料・税などの軽減を国に申し入れ、4月8日に内閣府に提出した「新型コロナに対応した緊急経済対策への要望」でも改めて求めました。国が財政措置を取り、法令の整備を求めているのを背景に、自治体に速やかな実施を迫つていくことが大切です。

全商連報告資料

国民健康保険料（税）の減免について③

全国商工新聞2020年8月17日

新型コロナ 国保料減免の改善迫る

新型コロナウイルスに関する 国保料・税の減免制度

対象
主な生計維持者が、新型コロナウイルス感染によって死亡または重篤な傷病を負った場合
事業収入等が前年収入から3割以上の減少が見込まれる場合

主な生計維持者の 前年所得金額	減免割合
300万円以下	100%
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1000万円以下	20%

※減免にかかった費用は全額国が負担します

家から外されると国保料、税が払えず、保険証を失う人たちが出てくる。命を奪いかさないでほしい」と訴えました。

「見込み」で減免を求めるない

は当初、雑所得で申告しているフリーランスは対象ではなかつたが、第2次補正予算では持続化給付金の対象になつた。国保には大勢のフリーランスが加入している。減免制度から切り離さないでほしい」と要望しました。

また、昨年が給与所得でも、減免対象にならないことをも判断。申請減免が、同じ所得での比較を基本にしているためです。「所得区分が変わつても、収人が減つて困っている人が減免対

全国商工団体連合会（全商連）は6月19日、厚生労働省へのヒアリングを行い、新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険（国保）料・税の減免制度の充実・改善を求めました。

つた場合でも減免取り消されるとせず、返金は求めないか」とした。ただしたことに対し、加藤勝信厚労相は、「その場合の国の才政支援の対象になら

一方で、一難所得で申請しているフリーランスは国からの財政支援の対象にならない」ことが明らかに。全商連は「寺焼合戦会

全商連が ヒアリング 厚労省が回答

フリーランスも

らかの形で申請減免や規約を定めているのは、全国1716自治体のうち1703自治体と答えました。

全商連報告資料

国民健康保険料（税）の減免について④

集まって話し合い、相談できる民商建設に奮闘しよう！

渋川北群馬民商 運動推進ニュース

第51号 2020年8月12日(水)

渋川北群馬民商・拡大推進委員会

民商の要望実る

吉岡町、減免申請簡素化！

お仕事お疲れ様です。

民商ニュース（8/10付）にて、社保協自治体懇談（8/4）の様子をお伝えしましたが、さっそく減免申請書類簡素化が実現しました。

申請書にあった「納期限7日前までに申請すること」という文言も削除。6枚あった収入状況等申告書は1枚となり、2020年の収入の実績と見込額を記入するだけ。生計維持者と世帯主は別でも申請可となりました。

県連合会の力発揮

翌日の8/5には、群商連が県国保援護課に対して国保ヒヤリングを行い、吉岡町の（コロナ特例）国保減免申請書類を示し、実態を告発しました。

当局は「（正直）驚きました。これは厳しいですね」とこぼしました。参加者から「各

自治体へ書類を簡素化するよう、通達だしてほしい」と要望を伝えると、「わかりました」と承諾。その日のうちに、吉岡町へ連絡がいったそうです。

7日には、吉岡町のホームページが更新され、簡素化された減免書類がダウンロードできるようになりました。

早速、吉岡町の窓口に問い合わせると、「私も対応に苦慮していました。簡単になったので、相談者にも勧めやすい」「これまでに相談された方には、簡素化された書類を送りました」「納期限後の申告でもOKです。納税済であれば還付となります」と嬉しそうに話してくれました。

民商で取り上げなければ、問題になりませんでした。民商の力が発揮された事案となりました。

全商連報告資料

生活福祉資金の獲得について②

全国商工新聞2020年6月15日

「個人事業主も対象」を確認

総合支援資金を実現

「民商の仲間に伝えたい
緊急小口合わせ80万円



総合支援資金が貸し付けられた神奈川県婦協会長の日黒さん

新型コロナウイルス感染症の拡大で、3月からバスやトイレの入荷が不足し、夫・秀明さん（65）の仕事にも影響が出始めた日黒さん。所属している厚木

神奈川県婦協会長 厚木民商婦人部長 日黒 千恵美さん

会（県婦協）会長の日黒千恵美さん（33）は建築会社で5月21日、総合支援資金20万円が振り込まれました。翌日、厚木市社会福祉協議会（社協）から「総合支援資金を振り込みましたので借用書を作成に来てください」と連絡があり、窓口で6月と7月にも20万円ずつが振り込まれることを確認。すでに振り込まれた緊急小口資金20万円と総合支援資金を合わせて80万円が貸し付けられます。5月19日には持続化給付金100万円も振り込まれ、「これでしばらく大丈夫」と胸をなでおろしています。

と判断した日黒さんは、同時に知った総合支援資金を申し込むことになりました。当初、社協の担当者は「これは失業者向け。自営業者は廃業届を出さなければ対象にならない」と言っていましたが、社協の本部問い合わせ、個人事業主も対象になることが分かり、申請を受け付けさせたのです。

秀明さんの仕事は、5月から止まつた状態が続いています。「担当者に援助してもらしながら実現してきました。自分の経験を婦人部や民商の仲間に伝え、みんなで困難を乗り切っていきたい」と日黒さんは話しています。

（神奈川県連・小林淳子
通信員）

厚木市で最初の申請者となつた日黒さんは自立支援課で「自立支援計画」「月平均生活費内訳」などを作成し提出。日黒さんが申請

する中で厚木市社協では、市民の立場で、できるだけ簡略化を図ろうと、自立支援課の手続きを省略し、申請をしやすいようにしました。